

「h a p p yプロジェクト」会則

(事業の目的)

h a p p yプロジェクト事業は、真剣に結婚を希望する男女（会員）に出会いの場を提供し、イベント等を通じて交際を深め、結婚につながっていくこと、ひいては、少子化と人口減少に歯止めをかけることを目的とする。当事業は、真面目な一般の男女を対象とし、地域を問わず、営利を目的とせず地域社会に貢献する事業として行なう。

(名 称)

本事業は「h a p p yプロジェクト」と称する。

(事務局)

h a p p yプロジェクトの事務局は、田辺商工会議所内におく。

(会員資格)

一般の20歳以上の独身の男女（再婚希望も可）。

但し、本会の事業目的以外のために入会できない。

又、暴力団など反社会勢力関係者及びそれに類する風体（入墨等）及び行為等される方は入会できない。

入会后上記が発覚した場合は除名処分とする。その場合は、徴収した登録費を返却する。

(会員登録・登録費)

会則を承諾し、所定の「登録申込書」に本人自署のうえ（代筆は不可）登録費2000円（有効期限は2年後の登録月末まで有効）と本人確認のための写真（免許証のコピーでも可）を添えて申し込むこととする。勤務先（名称）を含め、空欄の無いよう全ての項目について記入する。

「登録申込書」のデータは当事務局が管理し、イベントの際にプロフィールデータとしても利用する。勤務先欄については、業種・職種などで公開することもできるが、その場合は、下記の通り勤務先名の後に（ ）で記入する。

（例）田辺商工会議所（事務職）

(更新・更新費)

有効期限の前月初めに会員継続確認の案内を行ない、更新の場合は、メールにて更新希望手続きを行なうものとする。田辺商工会議所窓口で更新手続きを行うこともできる。

手続きは有効期限未までとし、更新費は2000円とする。入金確認後、会員証を発行する。

有効期限までに手続きをされない場合、自動的に資格が失効となり脱退扱いとする。

(会員証)

登録者には会員証を発行する。会員証を紛失した場合の再発行手数料は300円とする。

有効期限の切れた会員証でのイベント参加はできない。

(事業)

1. 「h a p p yプロジェクト」は出会いの場として次の事業を企画・実施する。

- ① ホテル等での食事会
- ② バーベキューやキャンプ
- ③ 施設の見学や花見、体験を行なう日帰りバスツアー
- ④ ボーリング大会などのスポーツイベント
- ⑤ その他会員のニーズに応じたイベントの企画・実施

2. イベントを行ない一定期間経過後、交際の有無等のアンケート調査を実施し、事業の参考資料とし今後のイベントの企画に反映する。

(イベントの運営)

本会で実施するすべての事業については、事務局（田辺商工会議所）が運営し、会員はその運営方法に従って、参画する事とする。

(イベントの参加と費用負担)

会員のイベントへの参加費については、メールにて申込みする。また田辺商工会議所窓口で手続きを行うこともできる。イベント参加費はその都度決定し、期限までに納める。

(自然災害時のイベントについて)

強雨・台風・地震等自然災害等の理由によりイベントが延期する場合がある。その際は、出席申込者に案内し、払込済の参加費を次回開催イベント参加費として充当させる。参加できない方へは参加費を返金する。

また、会員が自然災害の理由で参加できない場合は、その参加費を次回イベントにのみ充当することができる。（不足分は調整する）

(結婚の報告と証明書発行)

会員同士の結婚が決まった時は、事務局へ報告するものとする。事務局は、その申し出の確認を行ない「カップル証明書」を発行する。

(サービスの提供)

事務局は「カップル証明書」を発行する際、協賛企業のサービス内容をすべて提示する。カップルはこの証明書をもって協賛企業から協賛・サービスを受けることができる。田辺商工会議所を通してサービスを受ける場合は、その時期について当事務局に申し出るものとする。

(お祝い)

田辺商工会議所からお祝いを贈呈する。

(退 会)

会員は当事務局に報告し、所定の手続きにより退会する事が出来る。尚、中途退会であっても登録費の返金はしない。

また、会員同士の結婚が決まった時は、「カップル証明書」発行と同時に会員を退会することとする。

(除 名)

次に該当する場合は会員を除名することができることとし、会員はこれを順守する。

- (1) 他の会員への迷惑行為や、対面を傷つける行為等本会の目的遂行に反する行為を行ったとき。
- (2) 3カ月以上にわたってイベント会費の納入その他、会員たる義務を怠ったとき。
- (3) 暴力団関係者及びこれらに準ずると判断されたとき。
- (4) 本事業の運営方法に対するクレーム等 会則に違反する行為があったとき、及び会議所が本会運営上ふさわしくないと判断するとき。

(運営費)

h a p p yプロジェクト事業の経費は、登録料・イベント会費・会議所負担金をもって充てる。

付則

この会則は、平成22年5月7日から施行する。

付則

(会員資格)(会員登録・登録費)(更新・更新費)(自然災害時のイベントについて)の改正規定は平成23年6月1日より実施する。